

# 告示

## 埼玉県告示第二百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる寄附金の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 寄附金、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

寄附金	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
企業版ふるさと納税支援サービスを利用して納付される寄附金	東京都品川区東品川二丁目三番十一号 株式会社JTB 代表取締役社長執行役員 山北 栄二郎	令和六年二月二十日 から令和六年三月三十一日まで

二 指定をした日

令和六年二月二十日